

倫 理 規 定

< 前 文 >

一般財団法人南アジア友好協会（以下、この法人という。）は、その設立の趣意に基づき、日本と南アジア諸国並びに開発途上国において「児童の権利に関する条約」を規範とし、児童の支援・救済・福祉増進に寄与するため国際理解の向上、国際協力の実施を促進する。

更に日本とこれらの国々との、各分野の発展・振興において発生する諸課題の解決に資する為の、国民的な合意形成に努めると共に、グローバルな活動を展開し、開発途上国の人材育成事業と、開発途上国の経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等各分野の発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と各分野の健全な発展を図るべく目的とし、事業・活動してきた。

内外の経済・社会の状況変化と共に、子どもたちの置かれている環境（食育・教育など）などの変化、特に開発途上国に於いては、今も子どもの人権問題など様々な課題が生じている。

今後も、この法人は、前文を踏まえ、広く公益に寄与することを目的とし事業行って参りたい。

以上の認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

一般財団法人 南アジア友好協会

会長兼代表理事 嶋貫秀樹

<本文>

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益資する事業を行っている事を自覚し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、国際社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利得の禁止)

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければ ならぬ。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。